

## 「新潟市景観計画の変更及び新潟市景観条例の改正

並びに新潟市屋外広告物条例施行規則の改正」に対する市民意見と市の考え方

## 【募集結果】

## ●募集期間

平成27年7月13日（月曜）から平成27年8月11日（火曜）まで

## ●広報手段

市報にいがた（7月12日）、市ホームページ、各区役所窓口

## ●資料配布・閲覧場所

市政情報室、各区役所地域課、各出張所、中央図書館、まちづくり推進課

## ●意見提出状況

提出者数：1人

意見数：1件

## ●提出方法

郵 送：1件

## 【市民意見と市の考え方】

| No | 意見<br>か所 | 意見内容                                      | 市の考え方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 修正 |
|----|----------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1  | 全体       | 変更命令をしても対応しなかった場合はどうなるのか。（どの程度の強制力があるのか。） | （※本ご意見は景観法の手続きに関するご質問です。）<br>景観法第17条に基づく変更命令は、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限（高さの制限を除く）に適合しないものをしようとする者又はした者に対して行うことができるもので、その命令に違反した者に対しては、50万円以下の罰金が科せられるほか、相当の期限を定めて景観計画に定められた形態意匠（高さの規制を除く）の制限に適合させるために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難な場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができます。さらに、原状回復、又はこれに代わるべき必要な措置の命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金のほか、必要に応じて行政代執行法に基づく行政代執行により原状回復、又はこれに代わるべき必要な措置を行うことができます。 | なし |

新潟市長 篠 田 昭 様

新 都 審 第 2 号 の 2  
平成 2 7 年 1 0 月 6 日

新潟市都市計画審議会  
会 長 五十嵐 由利子  
(事務局 都市政策部都市計画課)



新潟市都市計画審議会への諮問について（答申）

平成 2 7 年 8 月 2 4 日付け新都第 3 5 1 号の 2 で諮問のありました下記案件について、平成 2 7 年 1 0 月 2 日開催の第 1 3 7 回新潟市都市計画審議会において審議した結果、原案のとおり可決いたしました。

記

1 新潟市景観計画の変更

以 上

議案第 号

### 新潟市景観条例の一部改正について

新潟市景観条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 27 年 12 月 日提出

新潟市長 篠田 昭

### 新潟市景観条例の一部を改正する条例

新潟市景観条例（平成 19 年新潟市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 3 新潟市景観計画に定める特別区域のうち旧齋藤家別邸周辺地区（以下「旧齋藤家別邸周辺地区」という。）における法第 16 条第 1 項第 4 号に規定する条例で定める行為は、木竹の植栽又は伐採とする。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 旧齋藤家別邸周辺地区における法第 16 条第 7 項第 11 号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- （1） 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に該当しないもの
- （2） 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に該当しないもの
- （3） 工作物の建設等で、景観形成上支障がないと市長が認める行為
- （4） 法第 16 条第 1 項第 3 号に掲げる行為

第 9 条に次の 1 項を加える。

- 3 旧齋藤家別邸周辺地区における法第 17 条第 1 項に規定する条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

- （1） 建築物の新築，増築，改築又は移転
- （2） 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色

彩の変更

(3) 工作物の新設，増築，改築又は移転

(4) 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色

彩の変更

附 則

この条例は，平成28年1月1日から施行する。



旧齋藤家別邸

議案第1号 新潟市景観計画の変更について  
議案第2号 屋外広告物の規格の設定について

## 景観法

### 概要

- 平成16年12月に施行
- 地方公共団体が「**景観行政団体**」となり、**景観計画を策定**できる
- 景観計画は、**計画の対象となる区域(景観計画区域)**を定め、**建築物などの高さや形態などの制限**を定めることができる
- 景観計画区域内の**建築行為等**に対して**届出**を義務づけ

# 新潟市景観計画

## 概要

○平成19年4月に施行

市内全域を景観計画区域に設定

○景観計画区域のうち地域の特性に応じた景観形成を進める必要がある区域を「特別区域」、それ以外を「一般区域」として区分

3

# 新潟市景観計画

## 特別区域

ウ. 旧齋藤家別邸周辺地区

ア. 二葉町1丁目1区地区

イ. 信濃川本川大橋下流沿岸地区



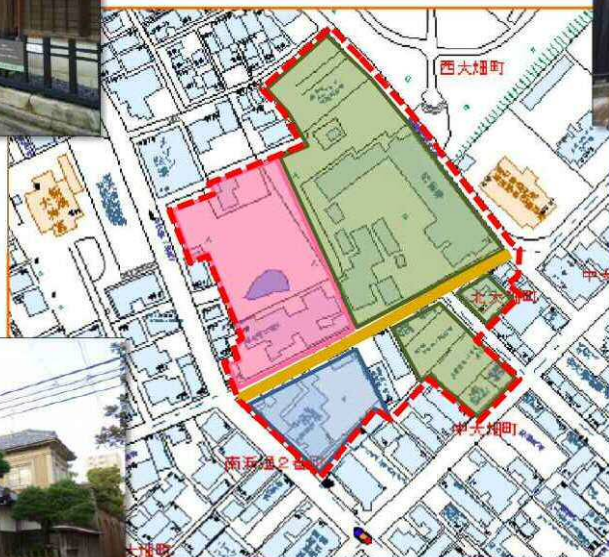
# 旧齋藤家別邸周辺地区の概要



旧齋藤家別邸



行形亭



特別区域の範囲  
約1.6ha



北方文化博物館新潟分館

伝統的な景観を感じられる地区

## 景観計画の変更

### 景観計画で定められている事項

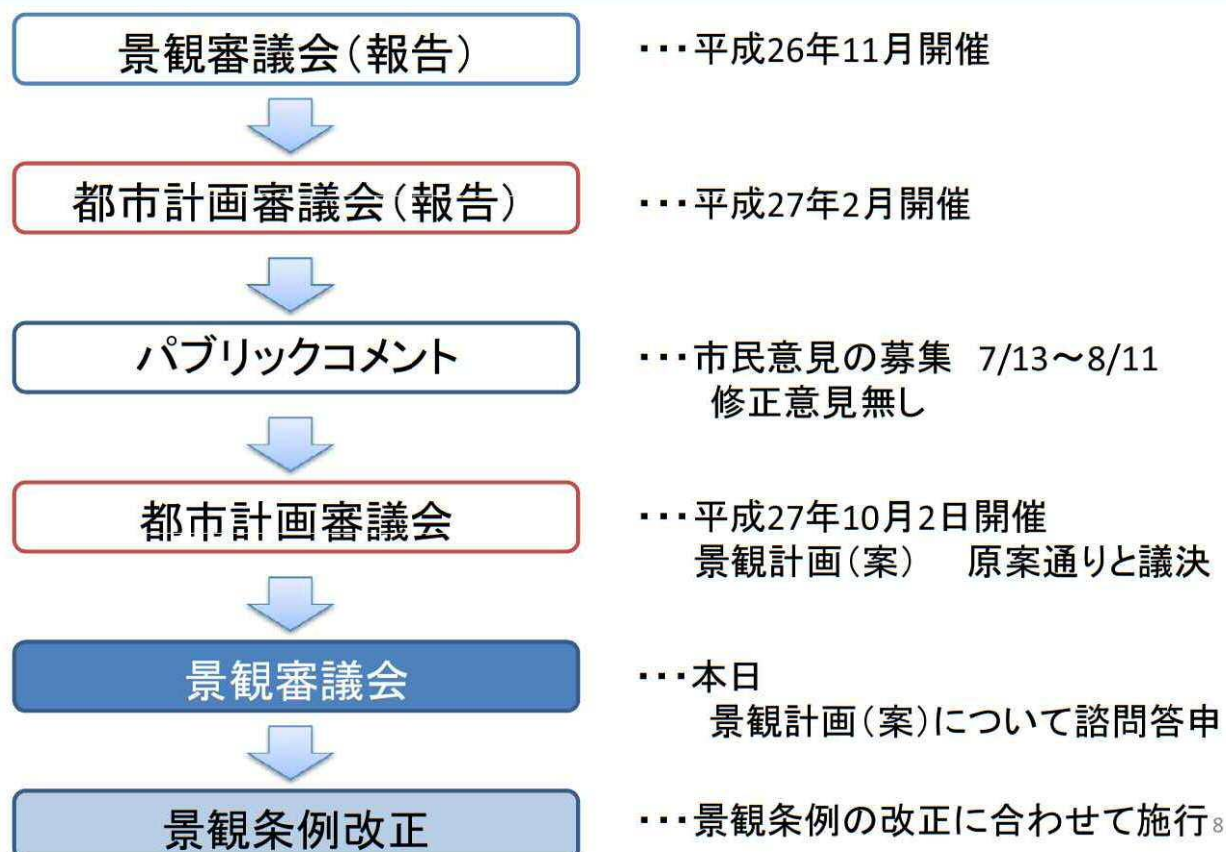
- 1 景観計画区域  
(特別区域)
- 2 良好な景観の形成に関する方針  
(特別区域)
- 3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項  
(特別区域)
- 4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針
- 5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項  
(特別区域)

# 景観計画の変更



- 地方分権改革一括法による景観法改正に伴う条項の変更
- 特別区域「二葉町1丁目1区地区」における会津八一記念館廃止に伴う名称の削除修正

## 今後のスケジュール



# 今後の方針

歴史・文化等の地域固有の特性を活かし、  
良好な景観形成を推進する



今後予定している「特別区域」

- 古町花街地区
- 旧小澤家周辺地区

# 景観重要建造物の指定について

## 指定の候補について

旧齋藤家別邸周辺地区

旧齋藤家別邸

行形亭  
(登録文化財)

道路の美装化の予定

北方文化博物館 新潟分館  
(登録文化財)

特別区域の設定による  
景観の誘導



## 指定の候補について



行形亭

## 指定の候補について



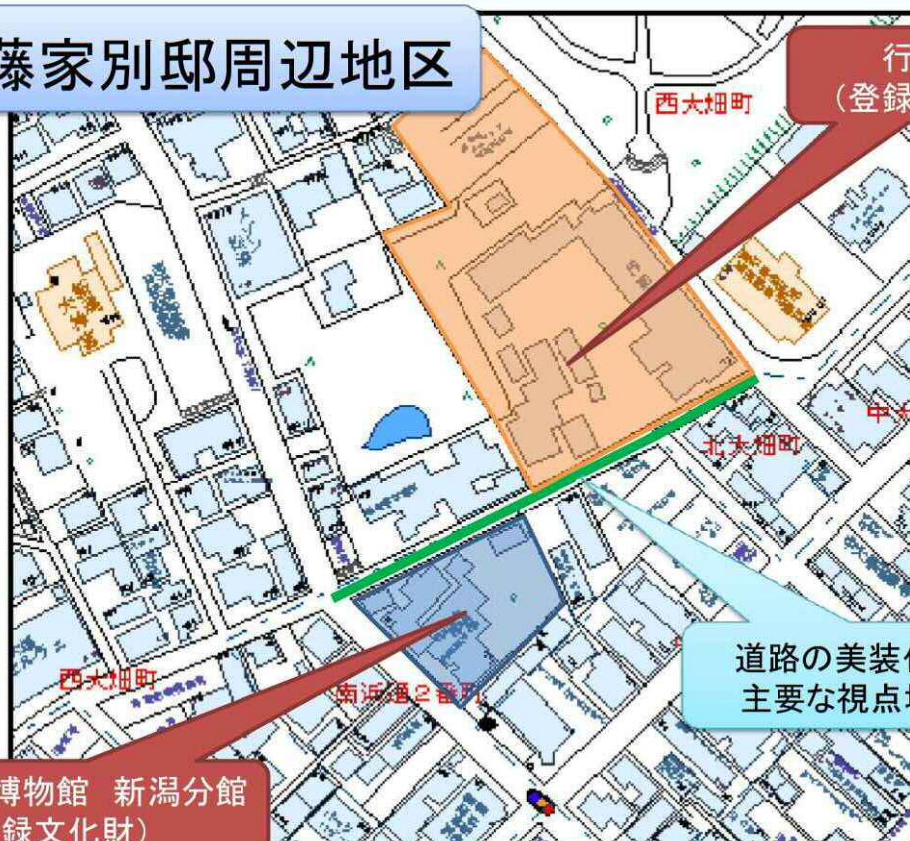
北方文化博物館 新潟分館

## 指定の候補について



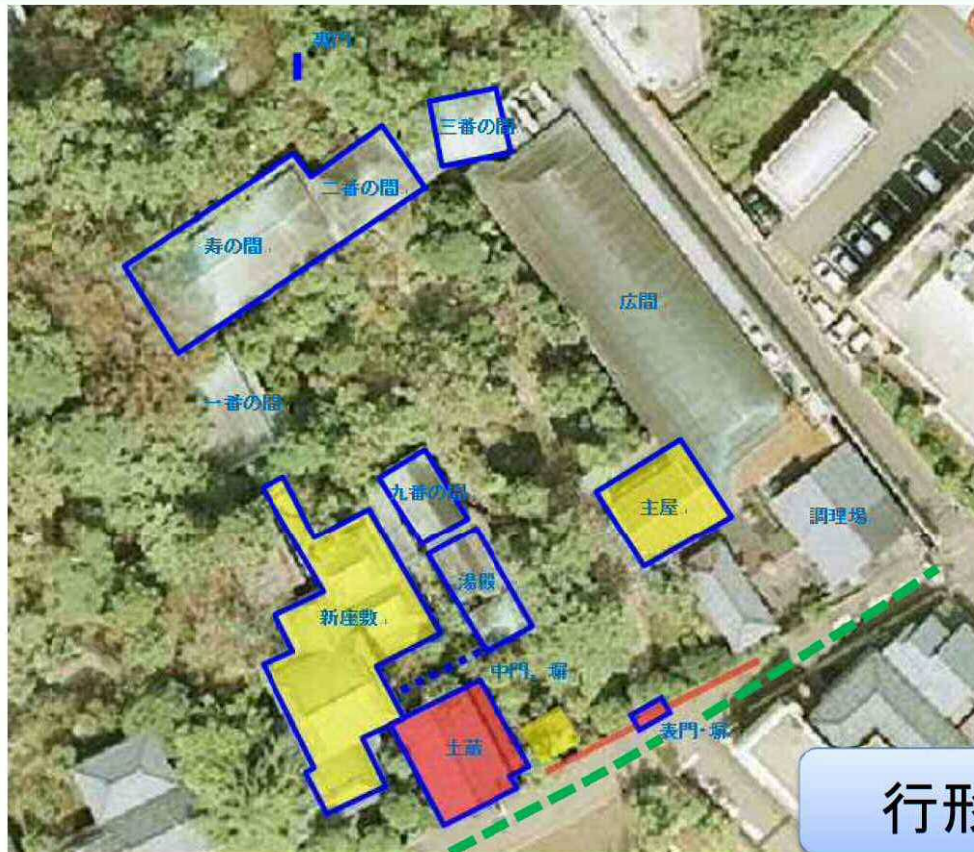
## 指定の候補について

旧齋藤家別邸周辺地区



北方文化博物館 新潟分館  
(登録文化財)

## 指定の候補について



行形亭

## 指定の候補について



行形亭

## 指定の候補について



北方文化博物館 新潟分館

## 指定の候補について



北方文化博物館 新潟分館

# 景観重要建造物指定の今後のスケジュール

所有者等と協議

指定候補建造物の所有者と指定範囲等について協議を行います。



景観審議会

協議が整った建造物から、条例に基づき景観審議会に意見を聴きます。(諮問)



指定・公告

景観重要建造物を指定し、条例に基づき公告します。